2023 Annual Report

2023年度
活動報告書

社会福祉法人　日本国際社会事業団
International Social Service Japan（ISSJ）

発行　社会福祉法人　日本国際社会事業団
International Social Service Japan（ISSJ）
〒113-0034　東京都文京区湯島1-10-2　御茶ノ水K&Kビル3F
TEL（03）5840-5711　FAX（03）3868-0415　メール issj@issj.org
発行日　2024年10月30日

誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指して

社会福祉法人日本国際社会事業団
理事長

永坂 哲

ご支援者の皆様、ご関係者の皆様、いかがお過ごしでしょうか。
私たちは、日々、養子縁組や難民支援を行う現場において、人の移動と地域の多様化を実感しています。
社会の急速な変化の中で、人々の課題や悩みに向き合いながら、スタッフ一同、精一杯の努力を重ねております。
さて、ISSJが加盟する国際ネットワークである International Social Service（ISS） は、2024年10月に創立100周年を迎えます。ISSは、戦後間もない時期から世界各国でソーシャルワークを実践し続け、ISSJもその一員として、国内外での活動に取り組んできました。私たちが、戦後間もない時期から長年にわたりソーシャルワーク実践を行えたのは、ISSという強力なバックボーンがあったからこそです。

ISSという名称を共有することには、私たちにとって大きな意義があります。それは、ISSJが擁する有能なソーシャルワーカーたちが、世界と連携し、グローバルスタンダードに基づくソーシャルワークの実践に努めてきた実績を誇りとして持っていることを意味します。この点を、改めて皆様と共有させていただきますとともに、今後とも引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ）について

あゆみ

1952年　日米孤児救済合同委員会発足、戦災孤児などの援助開始
1955年　国際福祉ネットワーク International Social Service加入、日本支部となる
1958年　ISS 沖縄代表部設立
1959年　社会福祉法人として認可
1960年　呉事務所設置、混血児童の援助開始
1974年　戦後の児童福祉に貢献したとして、天皇陛下より下賜金を賜る
1979年　UNHCR の委託によりインドシナ難民援助事業開始
1994年　フィリピンの DSWD（社会福祉開発省）とフィリピンルーツ児童の福祉に関する業務協定を結ぶ
1996年　カンボジアで教育・人材育成事業開始、デイケアセンター「プテア・ニョニョム」を開所
2009年　呉事務所を閉鎖
2016年　カンボジアの教育・人材育成事業の支援を終了、「プテア・ニョニョム」運営を現地スタッフに移管
2019年　養子縁組あっせん事業者として許可を受ける（30 福保子育第 2556 号）
2022年　2カ国以上にわたるソーシャルワークや手続き支援をおこなう「Children Across Borders」をISSJの一部門として設立

What We Do

子どもの福祉を第一にソーシャルワークを実践します。

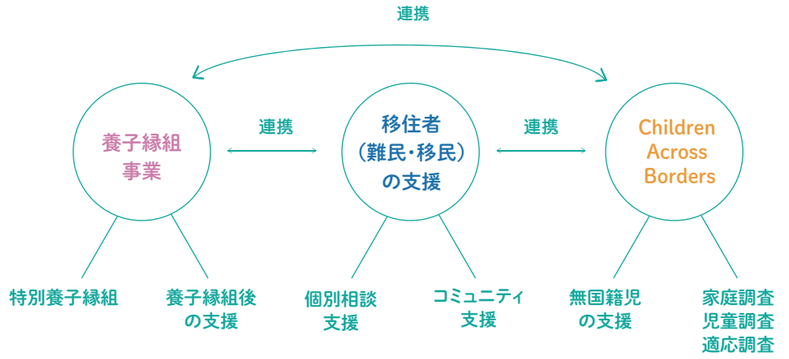

3つの事業を通じて、他機関や専門家と連携し、言葉や文化の壁を超えて
人々が福祉を享受できるよう活動をしています。

国際ネットワーク

わたしたちは、ジュネーブに本部をもち、37支部を含む120カ国以上とのネットワークをもつInternational Social Service（ISS）の日本支部として活動しています。1924年に設立され、2カ国以上の連携が必要な問題を扱い、国境を超えて家族や子どもの支援を行っています。

P5 設立100周年の取り組みについて

ISSJに寄せられる相談

相談に関連する国や地域

2023年度は、64ヶ国に関する新規相談をうけました。国境を超えて移動する家族や子ども、日本で特別養子縁組を検討している方、日本在住の外国籍の方など、国内外から様々な相談が寄せられています。

64ヶ国 / 2023年新規相談417件のうち

2023年度・新規の相談件数

新規相談の半数は養子縁組に関するもので、複数の課題が重複する相談にも各事業で連携して応じました。

※複数の事業に関連する相談があるため、算出した時期によって内訳に差異が生じることがあります。

合計 **417**件

養子縁組
204件

移住者（移民・難民）の支援
135件

Children Across Borders（CAB）
73件

2023年度　活動総特集

Adoption

“自分のルーツを知りたい”相談数は年々増加

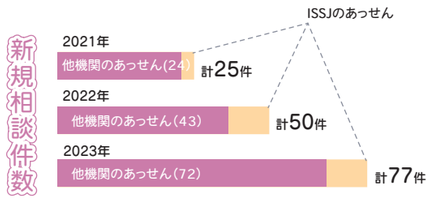

詳細はP7へ

2021年に開設した養子縁組後の相談窓口に寄せられる相談数は年々増加しています。その多くは、ISSJ以外のあっせん機関を通じて養子縁組された方々で、ご自身のルーツ探しや生み親との交流において心理的な葛藤をもっていたり、あっせん機関の廃業等による情報の散逸によって出自をたどることが難しいような場合もあります。また、3年間の相談のうち4割は、日本から国外へ渡った養子からの問い合わせでした。

ソーシャルワーカーの声

養子の方の多くは、生みの親のことを知りたいという思いから相談へ至っていました。しかし、知ろうと動き出すまでのストーリーは一人ひとりが異なり、自身の人生の始まりに何があったのか、残された情報から知り得る事柄も異なりました。養親の方々も、親として何ができるのか悩み奮闘されるなかで、ISSJへの問合せに繋がっていました。養子にとっても養親にとっても、生みの親や親族にとっても養子縁組は特別なことであり続け、その個別の特別さを大切にしていける相談窓口でありたいと思っています。(Y.S)

Refugee & Migrants

子育て期のムスリム女性のための日本語教室 20人が卒業

詳細はP9へ

2024年3月、修了式と卒業発表会を行いました。2017年に教室を立ち上げて以来、初めての卒業生となった20名。「日本社会で自信を持って子育てできるようになる」ことをゴールに設定した教室からの巣立ちのときです。卒業生は、「私の夢」をそれぞれ発表しました。「ハラール料理のお店を開きたい」「子どもたちに日本語を使いながらアラビア語を教えられる先生になりたい」など、それぞれが思い描く未来を言葉にしていました。

プロジェクトコーディネーターの声

教室を立ち上げた7年前、彼女たちの生活の中心は「子ども」でした。子どもに誇れる母親でありたいという切実な想いが、母として妻として忙しい毎日を送る彼女たちの学びの原動力でした。当時は「働くなんて想像できない」と口をそろえていた女性たちですが、日本語を学び続ける中で、社会に出ることへの恐怖心が消え、運転免許を取得し、PTA等への参加が増え、そして、パートタイムでの就労と、その生活圏は広がっていきました。そのさらに先にあるのが、それぞれの「私の夢」です。「家族」を大切にしながら、自分らしく生きていきたい、そんな彼女たちの想いを応援し続けたいと思います。(K.K)

Children Across Borders

2カ国以上の手続きなど相談アウトリーチ活動を実施

詳細はP10へ

児童養護施設で暮らす外国籍の児童を対象に、在留資格や国籍取得に関する個別相談会を実施しました。退所した後は、自ら在留資格の手続きをし、進学や就職を考えていく必要があります。しかし、児童養護施設で日本人児童と同じように育ってきた外国籍のケアリーバーたちが日本社会で直面する制度の壁は見過ごされがちです。こうした手続きについて、退所を控えた児童たちに理解してもらうためのアウトリーチ活動を今後も続けていきます。

ソーシャルワーカーの声

「パスポートを作ろうと大使館に行ったら、出生登録がされていないことがわかり、自分が無国籍の状態であることを知りました。今からでも出生登録はできるのでしょうか?」こんな問いが外国籍のケアリーバーから寄せられます。出身国とはいえ、不慣れな言葉で制度や手続きの流れを理解するのはとても難しいことです。どうしたら良いかわからず、手続きを後回しにしてしまうこともあります。困ったら、あるいは困っている外国籍のケアリーバーがいたら、ご連絡ください。ISSJは、国籍(出生登録)、在留資格、将来の帰化について、いっしょに考えることのできる場所です。(A.O)

International Social Service

ISS100周年に向けて

「公平なパーマネンシー保障」グローバルウェビナー開催

3月19日(ヨーロッパ/アメリカ/中東エリア)と3月21日(アジア/パシフィックエリア)、ISS支部メンバーによる「公平なパーマネンシー保障」の提言・実践を紹介するウェビナーを開催しました。ISSJは日本支部として、アジア/パシフィックエリアのパネリストとして参加。合計で600人を超える申込があり、活気のある催しとなりました。公平なパーマネンシー保障とは、子どもの最善かつ長期的な利益を目指して、家族・親族による子どもの養育を優先的に検討するための子どもの保護実践を指し、国境を越えて移動する子どもの福祉を考える際の原則となる概念です。

国境を超えて移動する子どもたちの福祉と権利が守られるように、ISSネットワークとして発信を続けていきます。

グローバルウェビナー録画
(アジア/パシフィックエリア)
Youtube 日本語字幕付き

提言の詳細はP11へ

養子縁組の支援

子どもは温かい家庭で愛情を受けて育つことが大切と考え、一人でも多くの子どもが家庭で成長できるように養子縁組事業をおこなっています。また、養子の出自を知る権利を尊重し、成人した後や養子縁組後も支援を継続します。

特別養子縁組

事業概要

設立以来、ISSJは養子縁組支援の実践を通してその時代の課題に応じる支援に関する知識や技術を培ってきました。2019年より東京都の許可をうけた養子縁組あっせん事業者として特別養子縁組の支援を提供しています。子どもの福祉を第一にしながら、生みの親の意思決定や、養親への長期的なサポートを大切にし、児童福祉、母子保健、医療機関など関係機関と連携しながら活動しています。2023年度は、2022年度と比較すると、子どもを養子に出したい、または養育に関する相談が若干増加傾向にありました。

妊娠・養育に関する相談

予期せぬ妊娠や養育が困難な状態にある生み親からLINE・電話・メールで相談を受けています。当事者からの相談をはじめ、生み親が外国籍である・養親（里親）が見つからないなどの理由で、児童相談所からISSJに養子縁組の相談が入ることもありました。

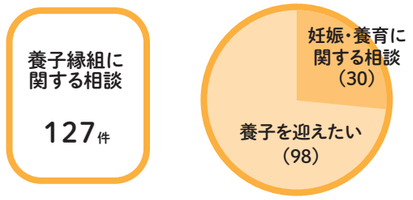

養親希望者への支援

養子を迎えることを希望する養親希望者向けに、グループオリエンテーション（日本語・英語/計12回）や、初回面談、家庭調査、養親研修・実習を実施しました。2023年度に委託した件数は1件で、児童相談所で養親（里親）が見つからず、ISSJに相談が寄せられた結果、養子縁組が実現しました。また、児童が国籍を取得するための手続きや国際的な（養親と養子の国籍が異なる）養子縁組を取り扱う際の留意事項等、外国籍児童や外国籍養親との養子縁組についての質問が児童相談所や支援団体より電話やメールで多数寄せられました。

養子縁組後の支援
（ポストアドプション）

事業概要

養子縁組は成立して終わりではなく、養子、養親、そして生みの親やその親族にとって、生涯にわたる終わりのないプロセスです。ISSJは、養子の出自を知る権利を守るため、養子のルーツ探しやライフストーリーワークの支援、養子縁組の資料保管を養子縁組事業の一環に位置付けています。2023年度は、相談窓口の継続運営と、外部向けセミナーを複数回実施しました。

ISSJの相談窓口に寄せられた新規相談件数や、ISSJが企画した養親や児童福祉関係者向けのライフストーリーワークセミナーの申込者数は年々増加傾向にあり、事業を通じて「出自を知る権利」に関する社会的関心の高まりを感じています。

養子縁組の資料保管プロジェクト

ISSJは設立以来、紙に記された養子縁組に関する資料を保管しています。経年劣化や災害時の紛失・消失のリスクに備えるため、そして長期的な保管や円滑な情報開示を実践するため、「養子縁組に関する記録の整理と保管方法検討プロジェクト」として資料の電子化に取り組んでいます。2023年度は、資料の電子化に加え、「養子縁組後の相談窓口」における相談支援の実践をもとに、情報開示の方法についての検討をおこないました。

養子縁組の資料保管や情報開示に関する明確な指針やルールは定まっておらず、保管方法は各機関や団体に委ねられています。本プロジェクトでは、養子の出自を知る権利を尊重しながら、個人情報を適切に扱うことを目指し、アーカイブズ学専門家を招いて、情報開示の基準づくりにも取り組みました。

実施報告書（2022年・2023年度）
https://www.issj.org/info/6000

養子縁組後の相談窓口

養子縁組当事者が抱える養子縁組立成立後の不安・悩みについて、相談を受け付け、カウンセリングを提供し、書類取得支援をはじめ、関係機関との連絡調整、散逸する情報収集支援、記録・情報の読み解き等の支援をしています。

2021年度に窓口開設以降、相談数は増加し続けています。2023年度の相談数77件のうち、ISSJ以外の機関であっせんされた当事者からの相談が72件を占めました。ISSJであっせんされた当事者からの相談に対しては、ISSJが保管する記録について、ソーシャルワーカーが開示、解説、カウンセリングを提供しました。

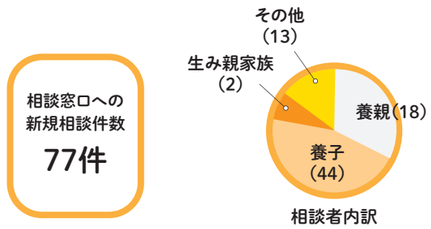

支援スキル向上・外部との連携強化

養子縁組後の支援は、それを必要としているすべての当事者に行き届いていません。養子縁組に対するさまざまな価値観や制度の変化などに応じていくために、支援スキル向上や関係機関との連携や意見交換が必要とされます。2023年度は、職員のスキル向上だけでなく、ISSJからの発信や外部機関・当事者との連携にも力を入れました。

企画した取り組みや参加した事業など

- 内部研修 事例検討会 2回（講師 宮島 清氏）
（2023年7月27日、12月21日）
- 養親向けオンラインセミナー
「養子に聞いてみよう！真実告知とライフストーリーワーク」
2回（2023年7月21日、7月22日）
- 児童福祉支援者向け勉強会（講師 ジョアンヌ アルパー氏）
「子どもの生い立ちへの疑問にどう応えるか
― ライフストーリーワークの実践」（2024年2月22日）
- 厚生労働省 令和4年度社会的養護経験者等ネットワーク形成事業 「特別養子縁組全国フォーラム」
実行委員として参加（2024年2月17日）

移住者（難民・移民）の支援

移住者にとって、言葉や文化、制度や仕組みが異なる日本での生活は、時に困難なものです。日本に逃れた難民や移民の家族が、地域の一員として安心して暮らしていけるよう、福祉的な側面から支援をしています。

個別相談支援

事業概要

移住者本人だけでなく、その家族、支援者、関係機関などからの問い合わせ・相談を受け、そのニーズに合わせた支援を提供しました。新規の問い合わせの場合は、限られた情報と時間の中で、相談者の背景や置かれた状況を読み解くスキルが求められます。難民の背景のある人を含む、移住者とその家族の抱える悩みや課題が、当事者だけの責任に帰されることなく、社会課題として捉えられ、構造的な解決に結びつくよう、関係機関や地域関係者との連携に基づくケースワーク（伴走型の支援）を行いました。

さまざまな背景をもつ相談者

ISSJに寄せられる相談は、医療へのアクセス、メンタルヘルス、母子保健、子どもの就学や発達、生活困窮、在留資格など多岐にわたります。相談者の属性（右図参照）も多様ですが、相談者が抱える課題は共通していることも少なくありません。一方で、在留資格や置かれた状況によって、課題解決に至る道のりは大きく異なります。支援計画を立てるためにも、相談者の背景を理解することが重要です。

新規相談者の属性

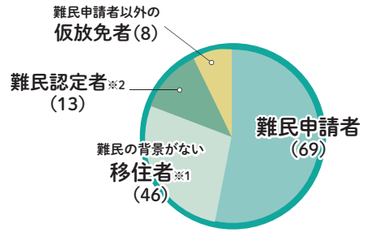

（*1）家族滞在、留学生、就労に基づく在留資格を有する人など、難民の背景は持たない移住者

（*2）人道配慮や退避機会により在留資格を得た人を含む難民の背景のある移住者

2023年度の新規相談件数は135件*、2023年以前に相談を受け、継続して対応しているケースは104件でした。これらの中には、支援が長期に及び、相談当初とは在留資格や生活環境が大きく変化している人も含まれています。家族それぞれがニーズを持つような複雑なケースや、一つの課題が解消しても新たな課題が浮上するなど、一度介入すると関わりが長期化する傾向があります。

*家族の相談は1家族で1件とカウント

コミュニティ支援

事業概要

個別相談支援だけではなく、日本で暮らす移住者コミュニティの支援も行っています。受け入れ社会におけるコミュニティの孤立を防ぎ、相互理解をすすめることで移住者の定住・社会統合を促進することを目的としています。

定住のための日本語教室 -言語保障として

日本各地で日本語教室が開催されていますが、既存の教室にアクセスできずにいる移住者も少なからず存在します。夜間は外出できない、子どもを連れていけない、文化や背景が異なる人が多く疎外感を感じる、などがその理由の一部です。生活のために日本語習得を強く希望しながらも、その機会を得られないでいた女性たちを対象とした日本語教室を2017年より運営しています。2023年度は、「子育て期のムスリム女性のための日本語教室（文化庁事業）」に51名が登録し、8名が皆勤賞、44名が7割を超える出席率で修了しました。

日本語教育支援の開始から7年が経ち、「日常生活に困ることはほとんどなくなった」との声が聞かれることも増えました。移住先の言葉の習得が、自己肯定感を高め、より良い定住の促進につながることは、彼女たちの変化からも明らかです。それは同時に、受け入れ社会におけるより良い相互理解にもつながると考えています。

キャリアアップ支援

2023年度より休眠預金活用事業として、「難民の背景を持つ移住女性の社会統合促進事業」を実施しています。これは、対象となる女性たちの就労やキャリアアップに向けて、講義やカウンセリングなどを行う事業です。

難民の背景がある女性たちの中には、母国で高等教育を中断せざるを得なかった人や、母国の資格や学歴/職歴を十分に活かせない人、不安定な雇用形態であっても働かざるを得ない人たちなどがいます。しかし、彼女たちにも自己実現の希望があり、少しのサポートがあれば次のステップに向かって進むことができます。

本事業では、キャリアアップのための日本語の学び直し、パソコンスキルアップ、起業のためのクラス、新たなビジネスチャンスに向けた運転免許の取得など、複数の講座を展開しています。在留の長い人も比較的短期の人も、日本で暮らし続けることを見据えて、新たな挑戦に取組んでいます。（本事業は、2025年度までの3ヶ年事業です。）

舞い上がれ 社会を変えるみんなの力
休眠預金活用事業

「難民の背景を持つ移住女性の社会統合促進事業」
https://www.issj.org/info/5489

支援者向けセミナー「移住者とソーシャルワーク」

団体職員・ボランティア、移住者への対応を行う福祉専門職などを対象とするセミナーを開催し、述べ217名の申し込みがありました。

第1回 12月2日

- 講義 ソーシャルワーク概論ー外国人支援に向けて
  講師 森 恭子（日本女子大学教授）
- 講義 移住女性と家族への支援
  講師 南野 奈津子（東洋大学教授）
- 対談 当事者との対談
  登壇 カディザ ベゴム（ロヒンギャ女性コミュニティリーダー）

第2回 1月20日

- 講義 難民化のプロセスとメンタルヘルス ー多文化間メンタルヘルスの視点から
  講師 鵜川 晃（大正大学教授）
- 講義 相談援助とカウンセリング
  講師 南野 奈津子（東洋大学教授）

第3回 1月27日

- 講義 文化の多様性に関するソーシャルワークの実践原則
  講師 ヴィラーグ ヴィクトル（日本社会事業大学准教授）
- 演習 移住者に対する社会の中の偏見とそれへの対応を考える
  講師 ヴィラーグ ヴィクトル（日本社会事業大学准教授）

第4回 2月17日

- 講義 移住者コミュニティの理解
  講師 ISSJプロジェクトコーディネーター 近藤
- 講義 アセスメントと課題の整理
  講師 ISSJソーシャルワーカー 石川
- 対談 当事者との対談
  登壇 シャン カイ（ミャンマー難民2世）

外国につながる子どものソーシャルワーク

Children Across Borders

Children Across Borders（以下、CAB：読み キャブ）では、無国籍状態の子どもなど、外国につながる子どもや家族が抱えるさまざまな問題や手続きについて、弁護士や専門家と連携して支援をしています。

外国につながる子どものソーシャルワーク

事業概要

外国につながるこどものソーシャルワークを軸として、日本国内のリソースだけでは解決しない様々な問題について、国籍の問題に精通したソーシャルワーカーや弁護士などの専門家が連携し、子どもの最善の利益を図るために多角的な支援を提供しています。主に児童相談所に措置されている外国籍児童の国籍取得支援や、移住者の養子縁組や家庭引き取りを目的とする家庭調査や適応調査を実施し、その報告書を外国当局に提出しました。

また、2023年度は新たな試みとして、児童福祉関係者（児童相談所・児童養護施設等）や当事者を対象としたアウトリーチ活動も実施しました。翌年度も継続して実施していく予定です。（詳細はP4）

国籍の確認・取得

外国籍住民が日本で子どもを生んだ場合、出生届を大使館に提出しないと、生まれた子どもは子どもが“無国籍”状態になります。ISSJは、このような状況下にある子どもについて、当事者や支援者からの相談を受けて、手続きや資料収集などの支援をしています。国籍を取得するためには、生みの親や親族の協力が必要となるため、ISSJが身元調査や連絡調整を行うこともあります。

2023年度は、韓国、中国、フィリピン、ネパール、ミャンマー国籍の母から生まれた児童の国籍に係る相談を受け、国籍を取得するために必要な書類の収集、関連法の調査、申請書類の作成、翻訳、大使館への同行、通訳等の支援を提供しました。また、無国籍に関する新規相談件数は21件でした。新規相談は、児童相談所や児童福祉施設担当者による社会的養護下にある子どもに係る相談が増加している傾向にあります。（詳細はP12）

国籍・パスポートを取得した人数※
15人

※ パスポート再発行の支援も含む

家庭調査・アセスメント支援

調査件数
10件

調査に関係する国
アフガニスタン、アメリカ
イギリス、インド、スイス
スリランカ、タイ、中国

国境を越えて移動する子どものために、外国の児童福祉当局やISS支部からの依頼を受けて、家庭調査・児童調査・適応調査などを実施しています。例えば、外国籍の子どもと養子縁組をする場合、日本国内における手続きに加え、児童の本国の制度に基づく手続きが必要な場合があります。必要な手続きを調べ、必要書類を作成し、翻訳し、関係機関に提出するなどの支援をおこなっています。

他にも、社会的擁護下にある外国籍児童の本国に住む親族の所在確認や、本国の福祉サービス等の社会資源の情報収集など、調査内容は多岐にわたります。2023年度は、本国からの養子縁組を希望する外国籍家族や、外国の児童福祉機関、ISS支部からの要請を受けて、家庭調査6件、児童調査2件、適応調査2件を実施しました。

面会交流支援

ISSJは1980年ハーグ条約に係る面会交流支援事業の支援機関として、別れて暮らす親と子どもが交流する機会がもてるよう、面会交流支援をしています。コロナ禍以降は、オンラインでの面会交流が続く傾向にあります。2023年度は、前年度から継続支援している家族について、6回のオンライン面会交流を実施しました。

Equity in Permanency（公平なパーマネンシー保障）を目指して

外国につながりをもつ子どもにとって、最適な養育環境とはどこでしょうか？ “外国籍”であっても、日本で生まれ育ち、家族とともに生涯を日本で過ごす人もいれば、親に連れられて外国から日本へ移住する子どもたちもいます。また、何らかの事情によって、日本の児童養護施設で生活することになった子どもたちもいるでしょう。このような外国籍の子どもたちは、施設で暮らし続けるという選択肢だけではなく、外国に住む親族と暮らすという道もあるのかもしれません。

2023年10月、ISSJが加盟している国際ネットワークISS(International Social Service)は、「公平なパーマネンシー保障」に関する国際的提言を発表しました。社会的養護の子どもが外国に住む親族のもとへ移住する選択肢を探るためには、専門的な支援技術が必要となります。この提言では、子どもの保護のための国際的な枠組みの形成をめざし、以下の7つの原則とISSネットワークの実践を提唱しています。

Equity in Permanency　国境を越えて移動する家族の公平性を確保するために政府が優先すべき７つの原則

1. **子どもの権利**：すべての決定は子どもの最善の利益に基づき、意思決定に参加する機会を与えること
2. **機会の平等**：国外にいる家族・親族も、子どもの養育に関する決定に参加する公平な機会を設けること
3. **現地の専門職**：親族の養育環境や適性について現地のソーシャルワーカー等専門家がアセスメントすること
4. **偏見をなくす**：意思決定者の意識に潜む異なる文化や制度に関する無自覚の偏見を認識させること
5. **アイデンティティ**：子どもの文化、ルーツ、言語コミュニティや伝統的な土地とのつながりを優先すること
6. **適切な支援計画**：国外の養育者が子どもを迎え入れる前に社会資源を調査し、子どもの安全な移動とフォローアップ計画を用意すること
7. **説明責任**：両親による養育を受けていないあらゆる子どもの状況について情報収集・管理・報告体制を向上させること

7つの原則とISSの実践について、提言の全文やウェビナーの録画視聴はこちら

知っていますか? 無国籍と子どもたちのこと

学校の修学旅行先がシンガポールで、まわりの日本人生徒と同じように自分もパスポートはまだつくっていないだけだと思っていましたがそもそも国籍がないと言われ、どうしたらいいかわかりませんでした。

パスポートがないから、雇用先で正社員にはできないと言われたことがあります。

当事者の声

どうして無国籍になるの?

外国籍の親から生まれた子どもは、日本の役所に出生届を出しただけでは、国籍は取得できません。また、世界には、出生地主義を採る国や婚外子に差別的な国もあり、親の身分によっては、出生登録を受け付けない外国公館もあります。

本国に出生登録ができていない理由には、親が出生手続きをしないまま行方不明になった(出国したなど)場合や、親の国が厳格な出生地主義を採用している、などがあげられます。

無国籍かどうかわかるの?

日本では、外国籍の住民も役所に出生届を出す必要がありますが、それは国籍の登録ではありません。在留カードには「国籍・地域」という欄があり、大使館で出生登録していなくても、国名が記されている人もいます。日本では、生活者としての資格は在留資格と連動しており、パスポートがなくても在留資格があれば、義務教育を受けたり、健康保険に加入し、就労することも可能です。このような状況によって、本人も国籍がないことに気づきにくくなっています。

国籍に関するISSJへの新規相談件数

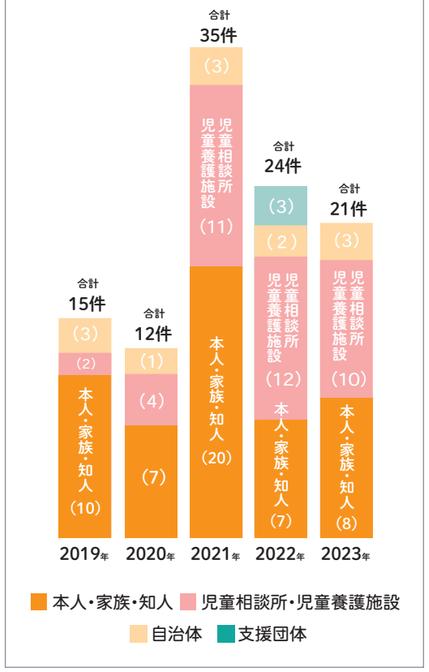

どのような時に困るの?

国籍をもっていない=出生登録ができていないということは、出身国で法律的な身分がないということになります。つまり、結婚をしたり、国籍を変えたり(帰化)することができないのです。また、身分証としてパスポートを提示できないとさまざまな契約ができなかったり、就職に影響がでることもあります。

どのような相談があるの?

近年は児童養護施設に入所している外国籍児童についての相談が一定数あり、この課題に対する支援者の意識の高まりを示しています。国籍に関する問題は、2か国間以上のさまざまな支援機関や生みの親・親族の協力が不可欠で、当事者だけで解決することは難しいものです。ISSJでは、ソーシャルワーカーが弁護士と連携しながら支援方法を模索するところからスタートします。

ケース事例

母は行方不明…日本の児童養護施設で暮らす3人の子どもたちは無国籍状態

偽造パスポートで来日した母は、日本で出産後、市役所に子どもの出生届はしたものの、大使館での出生登録をせずに生活していました。経済的な困窮によって、母は失踪。その後、子どもたちは保護され、児童養護施設で生活することになりました。子どもたちの在留カードの国籍の欄には「A」と書かれていました。学校にも通うことができていたので、担当の児童福祉士や施設の職員らも、子どもたちに国籍がないとは思ってもいませんでした。

長女の高校卒業が近付く中、子どもたち全員にパスポートがないことに気付いた児童養護施設の職員がISSJに相談。ISSJは、A国の児童福祉当局と連携して母の所在を探し、連絡をとることができました。子どもたちの出生にさかのぼってA国で出生登録をするには、母と子どもたちの親子関係の証明が必要でした。しかし、偽造パスポートを使用していた母は、日本の出入国記録の氏名や生年月日と実際の身分が異なります。大使館に対して、母の身分を証明することは非常に難航しましたが、偽造パスポートで入国した経緯を述べた宣誓供述書を作成するなどして、約3年かけて子どもたちの出生登録を完遂し、無事パスポートを申請し、取得することもできました。

※当事者の声と事例紹介は、プライバシーの保護のため、個人が特定できないように配慮しています。

Other Activities

外部講演・取材協力など

民間団体や行政機関、教育機関との連携を行いました。昨年度と同様、取材依頼や講演依頼の傾向から、養子縁組のルーツ探しに関する社会的関心の高まりを感じています。

シンポジウム

- 日本財団「日本財団ウクライナ避難民支援シンポジウム『避難民と共に考える、これからの共生・活躍社会』」

民間団体等

- さぽうと21「難民等に対する日本語教師初任研修プログラム普及事業」講師
- シェア＝国際保健協力市民の会(SHARE)「外国人母子支援勉強会<在留資格が不安定な外国人母子の支援について>」
- 難民支援協会 難民アシスタント養成講座「移住者コミュニティと難民支援:地域での実践」

学会

- 多文化間精神医学会「第30回多文化間精神医学会学術総会<難民・避難民の医療支援と課題>」
- 日本精神神経学会「第119回日本精神神経学会学術総会<日本の難民・避難民支援の現状と展望>」

教育機関

- 上智大学(総合人間科学部社会福祉学科)「滞日・在日外国人の方々の実際と支援について」
- 大正大学(地域創生学部　公共政策学科)「難民ソーシャルワーク」
- 武蔵野大学(人間科学部社会福祉学科)「外国につながる人々へのソーシャルワーク」
- 明治学院大学(社会学部社会福祉学科)「クロスボーダーソーシャルワーク」

医療機関等

- あんしん母と子の産婦人科連絡協議会「子どもの出自を知る権利～ルーツ探し支援と記録管理について～」
- 神奈川県医療福祉施設協同組合(医療協)　医療ソーシャルワーカー定例会　「難民・難民申請者のためのソーシャルワーク」

行政機関等

- 江戸川区 難民の母子支援 事例検討会 スーパーバイザー派遣
- 千葉県国際交流センター　外国人相談担当者意見交換会「外国人相談者に寄り添う支援、ソーシャルワークの取組・連携について」
- 千葉県児童福祉施設定時総会後の学習会「外国につながる子どもの課題と支援」

メディア・番組等

- ETV特集「自分を知りたい 特別養子縁組と“出自を知る権利”」取材協力
- 中日新聞　連載「家族になろうね～特別養子縁組で子どもを迎えて～」職員インタビュー
- 日本財団ジャーナル『「出自を知る」ことは養子の権利。養子縁組における「ルーツ探し」の大切さ』職員インタビュー

書籍

- 明石書店 森 恭子・南野 奈津子 編著『いっしょに考える難民の支援』内『第9章-難民の地域での生活・統合・包摂』寄稿

受賞

- 「令和5年度文化庁長官表彰(日本語教育部門)」常務理事 石川美絵子受賞

地域における公益的な取り組み

ISSJは、文京区内所在の社会福祉法人が参加する地域公益活動ネットワークに参加しています。本ネットワークでは、前年度に引き続き「夢の本箱プロジェクト」を実施し、区内の子ども食堂のための費用集めをおこなっています。回収箱か、ブックオフへのお申込みでどなたでもご寄付いただけます。

BOOK OFF ウェブサイト

2023年度会計報告

2023年度の会計報告は以下のとおりです。個人・団体の皆さまからのたくさんの寄付と助成金・補助金に支えられ、継続して活動を実施することができました。温かいご支援に感謝申し上げます。

法人単位資金収支計算書

（自）令和5年4月1日　（至）令和6年3月31日

単位:円

勘定科目			決算
事業活動による収支	収入	相談支援事業収入	53,458,918
		経常経費寄付金収入	4,788,320
		受取利息配当金収入	169
		その他の収入	959,106
		事業活動収入計	59,206,513
	支出	人件費支出	34,008,543
		事業費支出	12,401,166
		事務費支出	9,011,149
		その他の支出	0
		事業活動支出計	55,420,858
	事業活動資金収支差額		3,785,655
その他の活動による収入	収入	その他の活動収入計	0
	支出	その他の活動支出計	697,000
	その他の活動資金収支差額		△697,000
当期資金収支差額合計			3,088,655
前期末支払資金残高			16,180,397
当期末支払資金残高			19,269,052

団体概要（2024年3月31日現在）

正式名称	社会福祉法人日本国際社会事業団
英文名称	International Social Service Japan
略称	ISSJ
所在地	〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-2 御茶ノ水K&Kビル3F
前身	1952年設立　日米孤児救済合同委員会
設立	1959年9月15日(厚生省認可)
事業内容	養子縁組事業 国境を越えて移動する子どもと家族の支援
会員	団体会員3 / 個人会員90人
理事長	永坂 哲
スタッフ	14名―相談員14 名、事務局4名 (社会福祉士、公認心理師、臨床心理士 精神保健福祉士、保育士、外国籍相談員を含む)

ISSJウェブサイト
https://www.issj.org

助成金・補助金

以下の助成金・補助金をいただきました。

養子縁組事業

- 東京都福祉保健局「養子縁組民間あっせん機関助成事業」
- 日本財団「養子縁組後における支援の強化」

相談支援事業

- 外務省領事局ハーグ条約室「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)に係る面会交流支援事業」
- 日本財団「国境を越えて移動する子どもと家族のための相談支援」
- 文化庁「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業　社会との接点が希薄な子育て期の女性のための日本語教育事業」
- カリタスジャパン「アフガニスタン元留学生と家族の命を守り、自立に向けた生活再建を支援する事業」
- 東京都福祉保健財団「社会的養護下にある外国籍児童に関する相談窓口」
- 日本国際交流センター(JCIE)「休眠預金活用事業 アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援「難民の背景を持つ移住女性の社会統合促進事業」
- ファイザープログラム「心と体のヘルスケアに関する市民活動・市民研究支援「難民・避難民を含む在留外国人の精神科医療アクセス向上のための取り組み」

本部

- 東京しごと財団「令和5年度テレワーク促進助成金」

役員一覧（2024年3月31日現在）

理事長

永坂 哲	鈴鹿医療科学大学 学長付特任教授 歯科医師

常務理事

石川 美絵子	日本国際社会事業団 社会福祉士

理事

畑山 篤	株式会社テレビ岩手　顧問・営業事業特別アドバイザー
篠原 敏夫	羽田エアポートセキュリティー株式会社 代表取締役社長 執行役員
長島 弘征	ながしま歯科口腔外科クリニック 院長
小豆澤 史絵	とつか法律事務所 弁護士

監事

山本 一雄	株式会社INPEX 元常勤監査役
田多 晋	行政書士オフィスただ 行政書士

評議員

水島 千鶴子	社会福祉法人ゆうあい会 Harp講師
池田 徹	社会福祉法人生活クラブ風の村 特別常任顧問
伊藤 里枝子	特定非営利活動法人 JFC ネットワーク事務局長
鵜川 晃	大正大学 社会共生学部 公共政策学科 教授 多文化間専門アドバイザー
佐伯 英隆	京都大学公共政策大学院 名誉フェロー
坂間 治子	公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会 女性の家 HELP 主任支援員
永田 順子	日本航空 元執行役員
南野 奈津子	東洋大学 福祉社会デザイン学部 子ども支援学科 教授